

# 1 IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策

## - 電気通信事業の競争環境整備に関する情報通信審議会答申

21世紀における我が国経済の更なる発展及び豊かで活力のある社会の実現のためには、ITを活用した我が国社会経済構造の改革が喫緊の課題となっており、電気通信事業についても、IT革命を推進する原動力となる基幹的産業として、21世紀に向けてより一層の発展、活性化を図っていくことが求められている。そこで、郵政省（現総務省）は、平成12年7月に電気通信審議会（現情報通信審議会）に対し、電気通信事業における公正な競争環境を整備すること等を目的として、IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について諮問した。

これに対し、電気通信審議会より平成12年12月に第1次答申が公表され、総務省ではこれを受けて第151回通常国会に「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を提出、同法案は、平成13年6月に成立・公布され、同年11月より施行された。この法改正では、市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去することを目的とした非対称規制の整備（3-2-2参照）、専ら電気通信事業者

の電気通信事業の用に供する電気通信役務（卸電気通信役務）の制度整備、電気通信設備の接続等に関する電気通信事業者間の紛争等の円滑かつ迅速な処理を図るための電気通信事業紛争処理委員会の設置（3-2-3参照）、ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の提供の確保に係る制度の整備（3-2-4参照）、東・西NTTの経営自由度を高めるための業務範囲の拡大、等を主な内容としている。

さらに、平成14年2月には、同審議会より、第2次答申が公表された（図表）。本答申では、第1次答申における積み残しの課題であった通信主権の問題、昨今の急激な競争市場の変化に対応したネットワークの一層のオープン化、行き過ぎた競争から派生する消費者支援政策などの新たな課題、ユニバーサルサービス基金の具体的制度設計などの在り方に関する提言がなされている。今後総務省では、同答申を踏まえ、所要の措置を講じていくこととしている（なお、同審議会では事業区分の在り方を中心に、引き続き審議が行われているところである。）

図表 IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第2次答申の全体像

競争政策の推進	ユニバーサルサービス基金の具体的制度設計の在り方	通信主権等の確保
<p>(1) 改正事業法・NTT法の適正な運用</p> <p>東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る公正競争ガイドラインの整備 非対称規制の適正な運用（公正取引委員会との共同ガイドラインの策定）</p> <p>(2) 競争政策の在り方</p> <p>非構造的競争政策 接続ルールの見直し、公衆網再販、OSSの開放、電柱・管路等の開放等を積極的に推進 ファイアウォールの徹底等についてNTTによる自主的対応の強化 新規参入促進政策 既設光ファイバの柔軟な提供（制度の簡素化）、移動通信再販事業（MVNO）の円滑な導入（手続の明確化） 他分野で市場支配的な地位にある者の直接参入に係る公正競争セーフガード 事業区分の在り方見直し 平成14年6月までに一定の結論 構造的競争政策 NTT持株会社のグループ各社への出資比率引下げや役員兼任の解消等について自主的実施計画を踏まえ注視 卸・小売の分離の是非を含め、NTTの在り方の抜本的見直し方策について引き続き議論</p> <p>(3) その他の主要な施策</p> <p>消費者の自立と合理的選択を促す環境整備 電気通信事業法の執行体制の強化 (cf) 公正取引委員会との連携強化</p>	<p>(1) ユニバーサルサービスの範囲</p> <p>加入電話、公衆電話、緊急通報（110番、119番及び118番）</p> <p>(2) コスト算定ルールの在り方</p> <p>当面、「収入-費用」で算定（不採算地域の赤字と採算地域の黒字を相殺） 黒字部分より赤字部分が大きい場合、他事業者の負担が発生（基金が稼働） 不採算地域の費用だけを見る方式（ベンチマーク方式）へ速やかに移行 費用算定では長期増分費用方式を採用し、非効率性を排除</p> <p>(3) コスト負担ルールの在り方</p> <p>コスト負担事業者は、加入回線等から受益している事業者（音声サービス以外の提供事業者を含む） 負担比率は売上高比 小規模事業者等は負担免除</p>	<p>(1) 国の安全を損なう恐れのある外国投資を排除する必要最小限の措置</p> <p>外為法の運用強化 第一種電気通信事業は事前審査対象として堅持 WTO合意を受け、外資規制の復活は不可</p> <p>(2) 非常時の重要通信確保体制の強化</p> <p>NCCを含む多数の事業者相互の連携により効果的に重要通信を確保するための仕組みを検討 どこからでも優先的に重要通信を確保できるシステム開発の検討に着手</p> <p>(3) NTTの株式保有義務の在り方等</p> <p>NTT株政府保有義務は、国の安全、ユニバーサルサービスの提供等に問題が生じないことを前提条件として緩和又は撤廃する方向で引き続き検討 NTTの外資規制は、当分の間、これ以上の見直しは実施しない</p> <p>(4) 我が国の研究開発能力の強化</p> <p>7つの基本戦略に基づき国を挙げて研究開発を推進 【例】オープンシステム型研究開発の推進 重点推進領域の設定による重点投資 産学官の共通認識による緊密な連携等 個別研究機関（CRL等）の役割分担についてさらに検討</p> <p>(5) NTTの研究開発義務の在り方</p> <p>我が国全体としての研究開発能力の確保に大きな支障がないと判断されるに至った時点で撤廃に向けた検討</p>
<p>↓</p> <p>改正事業法等の着実な推進、 環境変化に対応した新たな 競争政策の推進、 による情報通信市場の活性化</p>		

## 2 非対称規制の整備

### - 市場支配的事業者と新規参入事業者の間における公平な競争を確保

技術革新のテンポが速い電気通信分野においては、事業者が自由な事業展開ができるように、市場の変化に伴い競争を阻害するような規制を見直し、もしくは廃止することによって競争を活性化させることが必要となっている。

しかしながら、他方では、我が国の電気通信市場は独占市場から競争市場へ移行しつつある過渡的状況にあるため、市場シェアが大きい等の条件を有する電気通信事業者（市場支配的事業者）が、市場における料金その他の提供条件の決定や、電気通信事業者間の競争関係に著しく影響を及ぼす可能性があり、これらの市場支配的事業者と新規参入事業者との間において、接続や営業活動を巡る紛争が増大しつつある状況となっている。

さらに、国際的にも、WTO基本合意（平成10年2月発効）においては、主要なサービス提供者による反競争的行為の防止や相互接続に関する要件が規定されており、欧米諸国においても市場支配的

事業者に関する規制制度の整備が進んでいる等の状況にある。

このため、全体としては極力規制を緩和することには努めながらも、我が国においても公正な競争や利用者利益を確保することが必要となってきた。そこで、電気通信事業が国民生活及び社会経済活動の基盤として高い公共性を有することにかんがみ、従前のボトルネック設備に着目した規制に加え、一定の市場において市場支配力の濫用を継続的に防止、除去するための必要最小限のルールを導入することを目的として、第151回通常国会に「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は、平成13年6月15日に成立、同年11月30日より施行した。また、施行にあわせて、移動体通信市場において市場支配力を有する電気通信事業者の指定の基準となる同一業務区域内の収益のシェアを4分の1を超える場合とすることを規定する等、所要の政省令の整備を行った。

図表 非対称規制の整備の概要

電気通信分野における一層の競争促進のため、市場支配力に着目した非対称規制を導入	
非対称規制	
市場支配的でない事業者に対する規制	⇒ 大幅緩和
市場支配的な事業者	⇒ 現行規制をベースとしつつ、料金サービス面を含め極力緩和
地域固定、移動体通信分野のみで、長距離、国際通信分野は除外	
市場支配力の濫用の防止	
市場支配的な事業者による反競争的行為の類型を明確化した上で、これを防止、除去するための措置を講ずる	

非対称規制の内容

		市場支配的な事業者		市場支配的でない事業者
		地域固定系設備	移動体系設備	
サービス	料金	プライスカップ 届出（現行どおり）	届出（現行どおり）	届出（現行どおり）
	契約約款	認可（現行どおり）	認可 届出	認可 届出
接続		接続約款認可・公表 （現行どおり）	接続協定認可 接続約款届出・公表	接続協定認可 接続協定届出
公正競争の確保		ファイアウォールの設置 （役員兼任の制限等）		（業務改善命令）
		接続情報の目的外利用、不当優遇等の禁止（停止・変更命令）		

### 3 電気通信事業紛争処理委員会の創設

#### - 電気通信事業者間における紛争処理機能の強化

電気通信分野においては、事業者数の増大とサービスの高度化・多様化に伴い、電気通信事業者間のネットワーク接続等を巡る複雑な紛争事案が生じてきており、行政の在り方が、事前規制からルール型行政へ移行する中で、電気通信事業者間等の紛争事案が今後大きく増加する可能性が高い、などの事情を背景に、複雑化・増大化する紛争事案を迅速かつ効率的に処理できるよう紛争処理機能の強化を図ることが求められている。

このような状況を受けて、電気通信事業分野における紛争処理システムの強化を図る観点から、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第151回通常国会に提出、平成13年6月に成立、同年11月に施行された。これにより、次のような制度改革が行われ、電気通信事業紛争処理委員会が創設された（<http://www.soumu.go.jp/hunso-shori.htm>）。

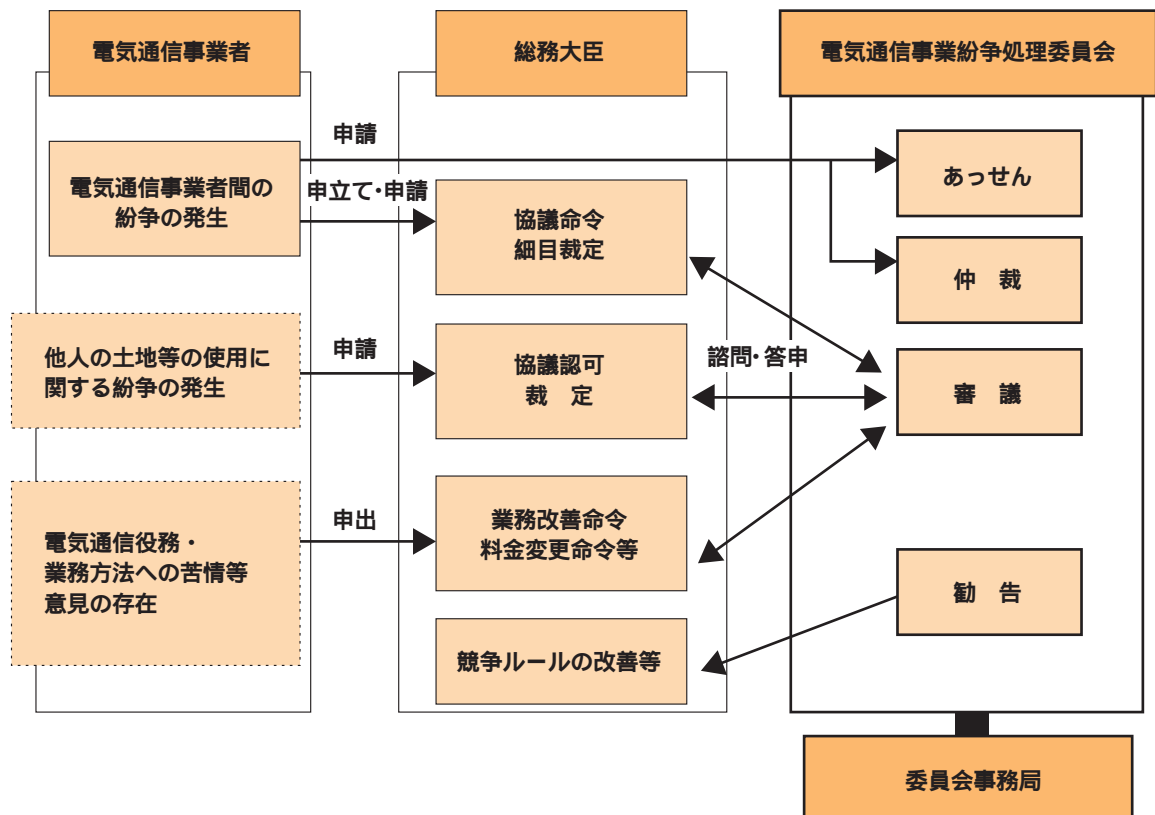
紛争処理手続の整備強化のために、卸電気通信役務の提供に関する命令・裁定、契約約款の変更の命令、市場支配力を有する事業者の禁止行為に

係る停止・変更命令、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の命令等を創設し、また、広範な事案に対する簡易で迅速な紛争処理手続として斡旋及び仲裁の手続を創設した。

「電気通信事業紛争処理委員会」を行政の許認可部門から独立した組織として創設し、専担の事務局を設けて、斡旋及び仲裁手続を自ら行い、又は、総務大臣の命令及び裁定等について諮問を受けて審議・答申を行うことを委員会の主要な任務とする一方で、その権限に属せられた事項に関し、ルール整備等について総務大臣に必要な勧告を行う権限を付与した（図表）。

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日の発足から14年5月10日までに10件の事案を処理するとともに、総務大臣への勧告を1件行っている。処理済事案のうち9件は斡旋申請に係るもので、8件が解決、1件が斡旋打ち切りという状況である（残りの1件は業務改善命令に係る諮問・答申）（図表）。

図表 電気通信事業紛争処理委員会の機能



第一種電気通信事業者と土地等の使用者・利用者との紛争

図表 電気通信事業紛争処理委員会による紛争処理状況  
(平成13年11月30日～14年5月10日)

1 処理等件数

斡旋申請	9	斡旋終結	9	斡旋継続中	0
		(斡旋不実行)	0		
		(斡旋打切り)	1		
		(解決)	8		
仲裁申請	0	仲裁判断	0	仲裁継続中	0
諮問	1	答申	1	審議中	0

類別件数	
接続の諾否	1
接続の費用負担	1
接続に関する通信用建物の利用(コロケーション)	4
接続に関する工事	3
業務の方法	1

総務大臣への勧告	1
----------	---

2 処理状況

斡旋

事件	申請	終結	終結事由
平成13年(争)第1号	平成13年 12月27日	平成14年 1月25日	解決
平成14年(争)第1号	平成14年 2月 1日	平成14年 2月14日	解決
平成14年(争)第2号	平成14年 2月12日	平成14年 4月 9日	打切り
平成14年(争)第3号	平成14年 2月12日	平成14年 2月26日	解決
平成14年(争)第4号	平成14年 2月13日	平成14年 4月 2日	解決
平成14年(争)第5号	平成14年 2月13日	平成14年 3月 6日	解決
平成14年(争)第6号	平成14年 2月25日	平成14年 3月12日	解決
平成14年(争)第7号	平成14年 4月30日	平成14年 5月10日	解決
平成14年(争)第8号	平成14年 4月30日	平成14年 5月10日	解決

仲裁

(なし。)

答申

事案	諮問	答申
諮問第1号	平成14年 4月18日	平成14年4月19日 (平成14年電委第60号)

3 総務大臣への勧告状況

勧告	発出
平成14年電委第32号 (コロケーションのルール改善に向けた勧告)	平成14年 2月26日



## 4 ユニバーサルサービス基金の導入

- 全国あまねく適切、公平かつ安定的な電気通信サービスを維持するための基金を導入

現在の情報通信社会において、電気通信インフラは社会資本としてなくてはならないものとなっており、全国どこでも均質な電気通信サービスが提供されることはもはや不可欠となっている。しかし、民間の電気通信事業者が進める電気通信インフラ整備においては、需要の多い大都市圏（採算地域）における整備は進む一方、過疎地等の不採算地域における電気通信インフラ整備が滞ってしまうというおそれがある。

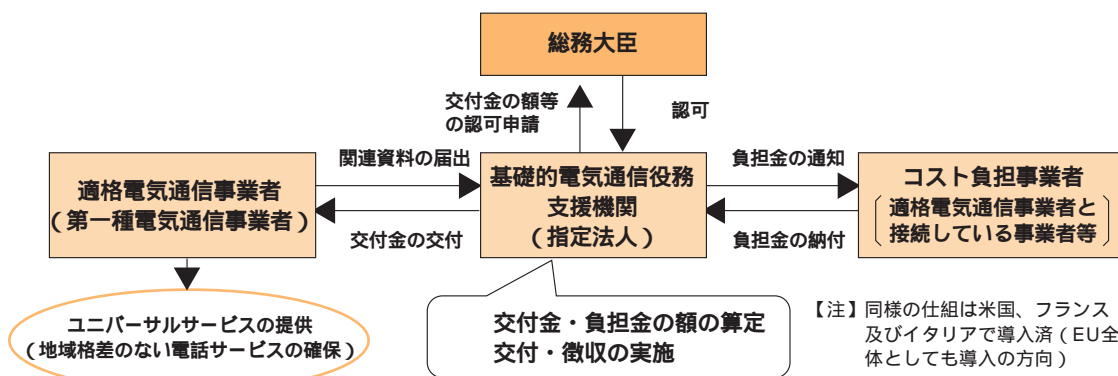
そのため、東・西NTTにおいては、「日本電信電話株式会社等に関する法律（NTT法）」の規定に基づき、「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく全国における適切、公平かつ安定的な提供」（ユニバーサルサービス）の確保への寄与が義務付けられているところであるが、これは東・西NTTの内部における採算地域から不採算地域への地域間補てんのみにより維持されていた。しかし、都市部等の採算地域において事業者間の競争が急速に進展すれば、東・西NTTは、各社の内部における地域間補てんだけでユニバーサルサービスを引き続き維持すること

が困難になると見込まれることから、ユニバーサルサービスの確保に係る費用の一部を各電気通信事業者が負担する制度が必要となっていた。

そこで、総務省は平成13年6月に電気通信事業法の一部を改正し、同改正法を受けて情報通信審議会においてユニバーサルサービス基金の具体的な制度設計に関して審議が行われ、同審議会から、平成14年2月に「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」が提言された。これを受けて総務省は、同年3月に関係政省令を情報通信審議会に諮問した。これによれば、ユニバーサルサービスの対象となる基礎的電気通信役務の範囲は、加入電話、公衆電話及び緊急通報とし、交付金の算定方式としては、不採算地域における「赤字部分」が採算地域における「黒字部分」で相殺しきれない部分を純費用とする「相殺型の収入費用方式」を採用することとされた。平成14年6月には、改正法及び関係政省令が施行され、基金制度が導入される予定である。

図表 ユニバーサルサービスの提供の確保に係る制度の整備

- ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の範囲
  - 電話サービス（加入電話、公衆電話及び緊急通報）の全国あまねく提供を確保
- ユニバーサルサービス基金の導入
  - 東・西NTTが自らのコスト負担によりユニバーサルサービスを提供する仕組みから、他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う仕組み（東・西NTTへの交付金の交付）へ転換
  - 他事業者もユニバーサルサービス提供事業者（適格電気通信事業者）として交付金の交付を受けることが可能



## 5 電気通信事業分野におけるブロードバンド時代の競争環境整備の在り方

### - IP時代におけるレイヤーに着目した公正競争環境の整備

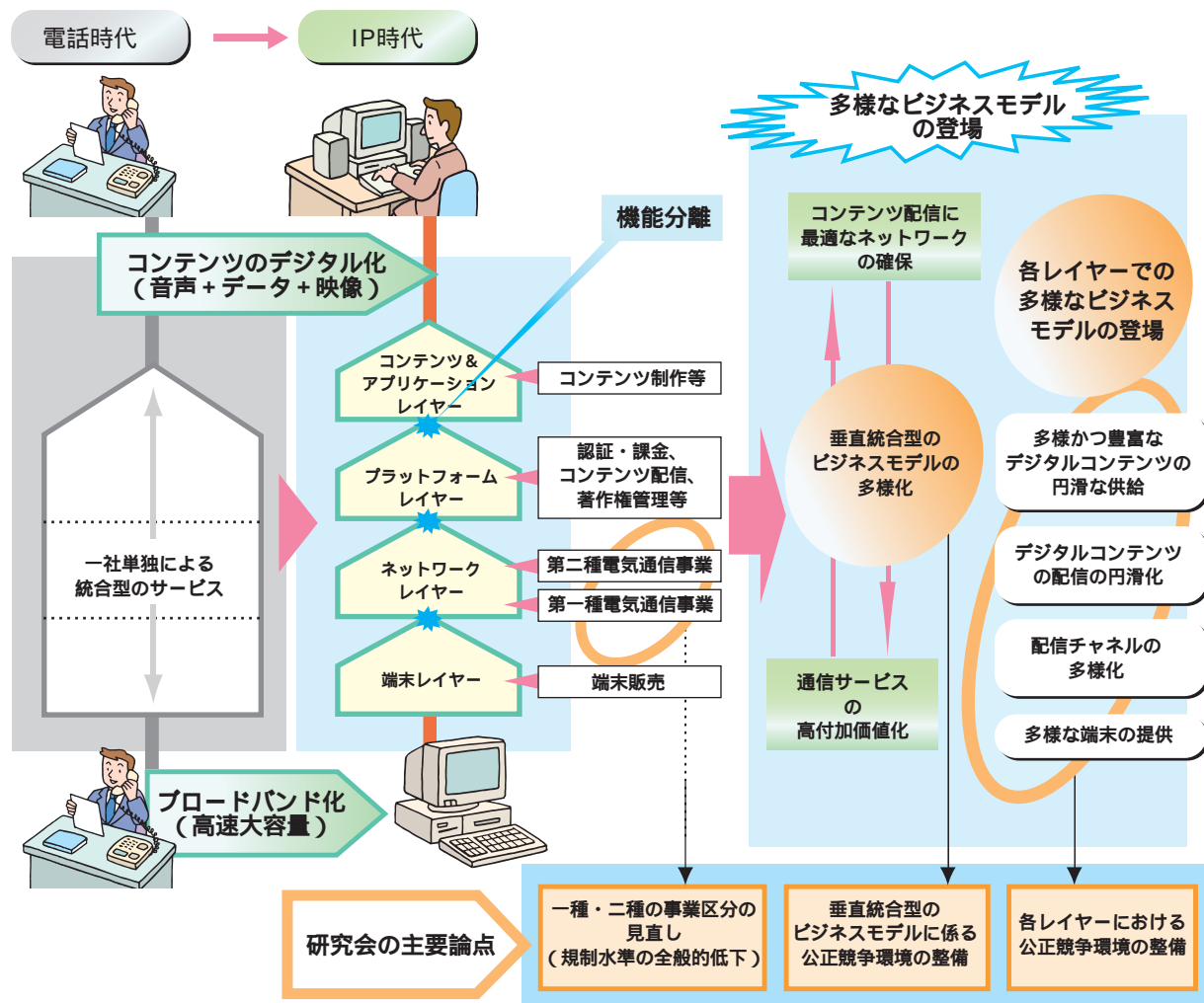
近年急速にブロードバンド化が進展する中、電気通信事業分野における競争環境整備の在り方についても、従来のネットワークレイヤーのみに着目するのではなく、端末、ネットワーク、プラットフォーム、コンテンツ・アプリケーションの各レイヤーを縦断する垂直統合型のビジネスモデルや、各レイヤーで新たに登場するビジネスモデルに対応した新たな公正競争環境整備が求められている（図表）。

このため、総務省では平成13年8月より「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」を開催し、平成14年1月、中間報告を取りまとめた（図表）。本中間報告における主な提言内容は以下のとおり。

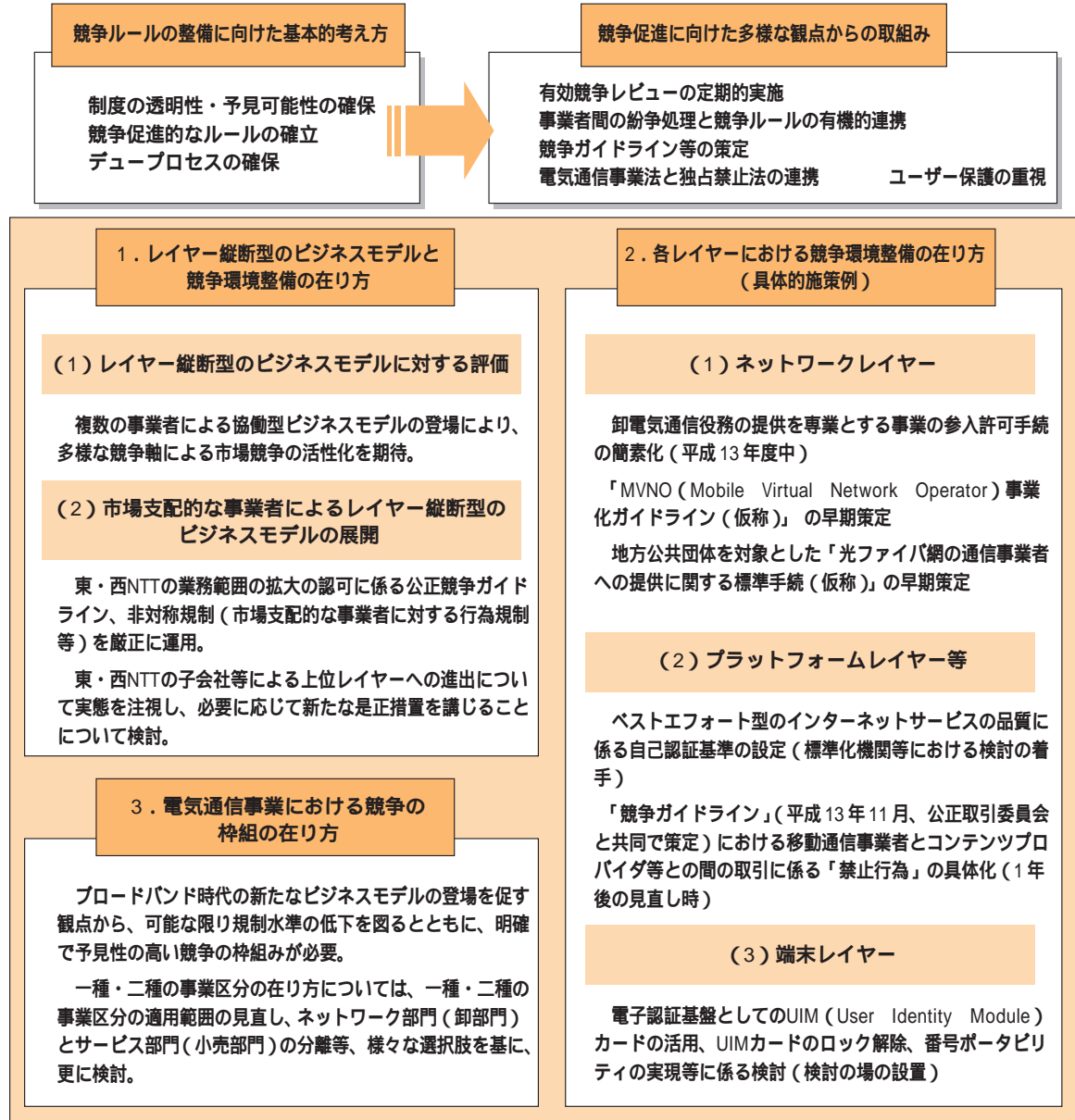
#### (1) コンテンツの配信から流通に至る各事業領域

- (レイヤー)を一貫サービスとして提供するビジネスモデル、特に一社単独による「垂直統合型」のビジネスモデルに関する公正競争確保策
  - (2) 各レイヤーにおいて、新たなビジネスモデルの登場を促すための新たな競争ルールの整備（MVNO（Mobile Virtual Network Operator）の事業参入の促進等）
  - (3) 一種・二種の事業区分について、規制水準の全般的な低下を図るとともに、予見性の高い簡素かつ明確な仕組とするための見直しの方向性
- 本研究会では、引き続き「フルIP」時代の競争環境整備の在り方等について検討を進めていくこととしており、平成14年6月には最終報告書が取りまとめられる予定となっている。

図表 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方（イメージ）



図表 「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」中間報告概要



## 6 長期増分費用モデルの見直し

### - 事業者間における接続料算定方法の見直しを実施

「長期増分費用方式」とは、事業者間における接続料算定にあたり、ネットワークの費用を、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する前提で算定する方式であり、この方式に基づく算定は、英国や米国等の諸外国で既に導入されている。

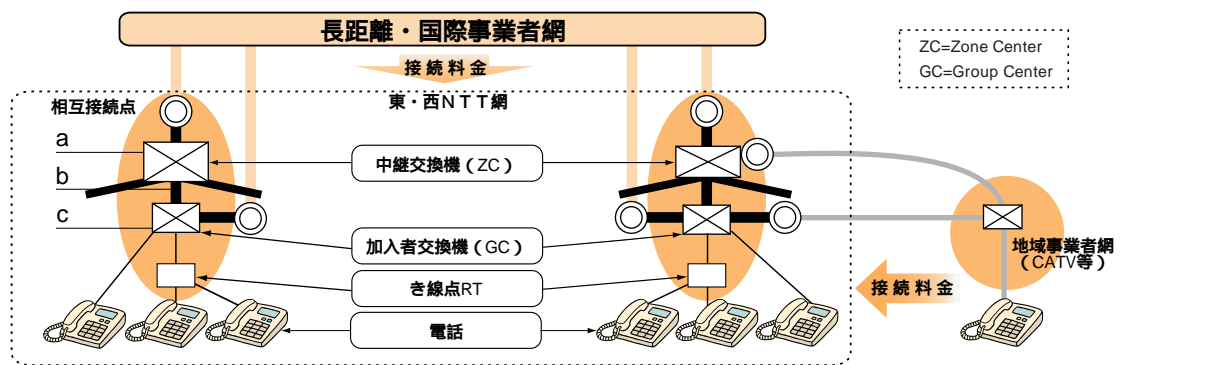
郵政省（現総務省）は、従来、実際費用方式で行われていた接続料の算定方式を長期増分費用方式に変更するため、当該モデルを構築することを目的とした「長期増分費用モデル研究会」を平成9年3月より開催した。同研究会では、モデル案の募集や技術モデルの詳細検討等を行い、平成11年9月に報告書を取りまとめた。これを受け、郵政省は、同年9月には電気通信審議会（現情報通信審議会）に同算定方式への変更について諮問、平成12年2月に答申を得、同年5月に電気通信事業法を改正し、一部の指定電気通信設備の接続料原価算定方法は、実際費用方式から長期増分費用方式に変更された。

上記答申では、モデルの見直しについて、可能な限り速やかに着手し、モデル実施期間（平成12～14年度）経過後に見直しモデルを適用することが適当であることが示されていた。そこで、平成12年9月に「長期増分費用モデル研究会」が再開された。

同研究会は、国内外の電気通信事業者をメンバーとする3つのワーキンググループを開催し、前研究会で今後の課題として先送りされた事項や、公募によって提案された事項についての検討を行い、平成14年3月に報告書を取りまとめた。

同報告書では、現行の接続制度によるコスト算定結果が示されている。併せて、き線点遠隔収容装置（き線点RT：加入者回線に通常メタルケーブルを使用する電話、ISDN64及び一部の専用線を多重化し、交換機までの区間を光ファイバで伝送する装置）のコストを端末回線に付け替えた場合のコスト算定も参考として行っている。算定結果から、GC接続コストは低下したものの、ZC接続コストは、中継系交換機の投資額算定方法の見直し等を行った結果、現行モデル算定値を上回ったものとなった（図表）。なお、報告書では、平成13年度上半期においては、加入者交換機を通過するトラフィックが減少していることから、今後、コスト算定に大きな影響があるトラフィック動向には注意が必要なこと、更に参考値として示したき線点RTを端末回線に付け替えた場合、ユーザー料金へ影響を及ぼす可能性があることからプライシングにおいて、慎重な検討が必要なこと等が指摘されている。

図表 長期増分費用モデル研究会において示された試算結果



	現行モデル (平成14年度接続料)	見直しモデル
GC接続（電話）（1）	4.50円/3分	4.13円/3分（8.2%）
ZC接続（電話）（2）	4.78円/3分	5.21円/3分（+9.0%）
端末回線伝送（PHS用）	1,239円/回線	1,229円/回線（0.8%）

（注）き線点RTを端末回線に付け替えた場合  
 GC接続：3.75円/3分（16.7%）  
 ZC接続：4.83円/3分（+1.0%）  
 端末回線伝送（PHS用）：1,336円/回線  
 （+7.8%）

- 1 接続コストは、上記図中のc
- 2 接続コストは、上記図中のa + b + c
- 3 表中の（ ）は現行モデルの平成14年度接続料と比較した増減比
- 4 上記算定結果は、平成13年度予測トラフィックを用いて算定したものであり、平成13年度実績トラフィックと入れ替えた場合、算定結果が変動することもあり得る



## 7 放送発展に向けた取組

### - ブロードバンド時代の放送の在り方と展望

技術革新やネットワークのブロードバンド化の進展等を見通して放送分野における政策を的確に展開していくことは、我が国のIT革命を推進する上で重要である。

このような中、総務省では以下の懇談会等を開催している。

#### (1) ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会

情報通信ネットワークのブロードバンド化の進展を展望して、ブロードバンド時代における放送を巡る諸課題について幅広い観点から議論することを目的として、平成13年11月より「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」を総務大臣の懇談会として開催している。同懇談会では、放送に今後期待される役割や将来の産業像等について議論が行われている。

#### (2) 放送政策研究会

全放送メディアのデジタル化の進展やインターネットの高度化の進展など、放送を取り巻く環境変化を踏まえ、放送概念の整理、民間放送の在り方、公共放送の在り方など放送政策全般について検討することを目的として、総務省では、平成12年5月より「放送政策研究会」を開催しており、平成13年12月に、NHKの子会社等の在り方、NHKのインターネット利用の在り方等に関する「第一次報告」を取りまとめた(図表)。同研究会は、このほかの検討項目について引き続き審議を行っていくこととしている。

なお、NHKのインターネット利用及び子会社等の

業務範囲等の在り方については、「第一次報告」のほか、「特殊法人整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)においても取り上げられており、これらを受け、総務省では、平成14年3月にガイドライン(放送法の解釈指針)を策定した。

#### (3) ブロードバンド時代のケーブルテレビの在り方に関する検討会

ケーブルテレビを取り巻く環境は、デジタル放送時代に対応した最適なデジタル化方策の選択が重要となってきたこと、電気通信役務利用放送法の施行等とあいまってIP技術等を活用した放送サービスの可能性が高まっていること等、急速に変化してきているところである。そこで、総務省では、ブロードバンド時代におけるケーブルテレビの更なる発展に向けた課題、今後の発展イメージ等について調査し、ブロードバンド時代のケーブルテレビの在り方について検討することを目的として、平成13年12月より「ブロードバンド時代のケーブルテレビの在り方に関する検討会」を開催し、平成14年6月には最終取りまとめが出される予定となっている。

#### (4) 衛星放送の在り方に関する検討会

BSデジタル放送、東経110度CSデジタル放送の開始や電気通信役務利用放送法の施行等により新たな局面を迎えている衛星放送のメディアとしての位置付け及びその発展の方向性や当面の衛星デジタル放送の更なる普及について、必要な検討を行うことを目的として、平成14年3月より「衛星放送の在り方に関する検討会」を開催している。

図表 放送政策研究会第一次報告（主なポイント）

## 1 我が国の放送における二元体制について

- (1) 我が国の放送は、受信料を財源とし、放送法に基づき設立されたNHKと、広告収入又は有料放送収入を財源とする一般放送事業者（民間放送）という組織形態や財源等を異にする主体が併存する、いわゆる二元体制の下で実施。
- (2) 放送に期待される役割（国民への多角的な情報の提供、IT社会の発展や文化の創造への貢献等）に的確に応えていく上で、このような二元体制の下、公共放送であるNHKは、本報告において検討の対象とされる、当面3年程度の期間においては、我が国の放送の発展等の重要な一翼を担うものと考えられる。

## 2 NHKの子会社等の在り方

- (1) NHKが、その業務の効率化、円滑化等のために必要な範囲で出資し、子会社等を設立すること自体は許容される。
- (2) しかしながら、NHKは受信料を主たる財源とする公共放送事業者であることから、その子会社等の業務運営における適正性、透明性の確保が必要。
  - 子会社等の業務範囲の明確化（原則として出資対象事業とする等）
  - 子会社等との取引の適正性及び透明性の確保（業務委託における競争契約の原則化、委託費算定要領の策定等）
  - 経営の透明性の確保（連結決算の導入等）
  - 適正性確保のための仕組み（ガイドラインの策定、外部による業務監査及び会計監査の導入等）

## 3 NHKのインターネット利用の在り方

- (1) IT社会の発展に寄与する観点から、NHKのインターネット利用は一般論としては社会的に有用。
- (2) ただし、NHKは受信料を主たる財源とする公共放送事業者であることから、提供する情報の形態、財源等その具体的な在り方については一定の整理が必要。
  - インターネット利用の具体的な在り方
    - a) 放送の保管利用（放送された番組の二次利用、放送番組の関連情報）
    - b) 財源（受信料で賄う）
    - c) 規模、態様、分野
  - 適正性確保のための仕組み（ガイドラインの策定、NHKによるインターネット利用計画の策定等）

8 電波の有効利用政策の推進

- 最適な電波の配分の実現に向けて

IT革命の進展に伴い、電波の利用は質的な変化とともに量的にも大きく拡大し、無線局数が7,400万局を超えるなど、現在電波のひっ迫が深刻化している状況にある。

一方、電波に対する国民のニーズは、今後ますます高度化・多様化する傾向にあり、こうした中で無線アクセスの拡充や移動通信システムの発展等を図っていくためには、電波の大規模かつ迅速な再配分が必要であり、そのために電波の実際の利用状況を把握、公表し、国民の理解と協力を得つつ、最適な電波の配分の実現を図ることが不可欠である（図表）。

(1) 電波の利用状況の調査、公表等の実施

総務省では、電波のひっ迫状況に対処するため、まず電波行政の一層の透明化を確保することとして、平成13年9月から「電波の利用状況の公表等に関する調査研究会」を開催し、電波の利用状況の調査、

評価、公表及び無線局に関する情報提供の在り方について検討を行い、同年12月に報告書を取りまとめた。

この報告書を踏まえ、電波の利用状況を調査、評価、公表する制度及び無線局に関する情報提供制度の拡充を内容とする「電波法の一部を改正する法律案」を第154回通常国会に提出した。同法案は全会一致で可決・成立し、平成14年5月に公布された。

(2) 電波の迅速かつ円滑な再配分方策の検討

さらに、実際に電波の再配分を行うに当たっては、既存免許人に相当の経済的負担が発生することが予想され、これらへの対応が必要不可欠である。そこで総務省では、平成14年1月から「電波有効利用政策研究会」を開催し、電波の円滑な再配分の実施方策、技術革新の推進方策、その他電波有効利用方策について検討を行い、同年11月を目途に検討結果を取りまとめる予定としている。

図表 最適な電波の配分の実現に向けて

